

畑作物の直接支払交付金を

青森県版

大切なお知らせ

申請する皆さまへ

経営所得安定対策等交付金交付申請書の畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請欄で「する」を選択した場合、『数量払』と『面積払』の両方の交付申請を行ったことになります。面積払は、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものですので、**単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。**

その年の対象作物の単収が「地域(市町村別等)の基準単収」を大きく下回った(2分の1未満)場合、低単収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。

万が一、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等は行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。



「理由書」により、合理的な理由が確認できない場合、面積払交付金は返還又は不交付となります。

自然災害等の合理的な理由として認められない例

- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない。
- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない。
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない。
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場で栽培している。
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない。
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない。

適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。

- 作業日誌
- 種子・肥料又は薬剤等の購入伝票等
- 被害状況がわかるほ場の写真、書類(気象庁公表データ・記事)等
- 対策及び改善措置を施したことがわかるほ場の写真、書類(施工図、見積書、清算書、領収書等)等



写真での記録は、撮影年月日及び対象ほ場であることがわかるものであること。

【ご注意】採種ほ場以外で栽培する場合でも、ゲタ対象作物の「種子用」はゲタの対象外です。
(例)「種子用」として自家用に採取する場合は、ゲタ交付金の対象になりません。

市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

【お問合せ先】東北農政局青森県拠点 地方参事官室
(経営所得安定対策担当) 電話 017-777-3512

農林水産省

東北農政局

畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和8年産)

【青森県】

(単位:kg/10a)

市町村 コード	市町村名	小麦(秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね
201	青森市	248				127	21	
202	弘前市	230				143	19	192
203	八戸市	184				123	77	192
204	黒石市	248				138	37	
205	五所川原市	265				136	47	192
206	十和田市	268				147	75	192
207	三沢市	248				138	43	160
208	むつ市	248				138	65	192
209	つがる市	266				140	40	192
210	平川市					191		
301	平内町					76	23	
304	蓬田村						19	
307	外ヶ浜町					81	21	
321	鱒ヶ沢町	227				107	43	192
323	深浦町	248				103		
343	西目屋村					65	17	
361	藤崎町					136		
362	大鰐町					138		
367	田舎館村	248				164		
381	板柳町					199		
384	鶴田町	248				186		
387	中泊町	248				147		
401	野辺地町	248				138	76	192
402	七戸町	264				110	68	192
405	六戸町	265				118	71	
406	横浜町	288				138	43	225
408	東北町	248				103	66	
411	六ヶ所村	248				138	44	192
412	おいらせ町	134				92	52	192
424	東通村	248				56	59	192
441	三戸町	248				103	63	192
442	五戸町	248				103	47	192
443	田子町					107	36	
445	南部町	248				67	43	
446	階上町					92	69	
450	新郷村	248				86	74	
上記以外の市町村の基準単収		248	294	337	183	138	43	192

(注)「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。